

「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例(仮称)」案に係る県政パブリック・コメントの実施結果の公表について

「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例(仮称)」案について、県民の皆様からのご意見を募集しましたが、寄せられたご意見の概要とこれに対する県の考え方を下記のとおりお示します。
ご意見を寄せていただきありがとうございました。

記

1 募集期間 令和元年(2019年)9月25日(水)から令和元年(2019年)10月24日(木)まで

2 意見の件数 96件(32人・団体)

3 意見の取扱い

- ・反映:寄せられた意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの 12件
- ・補足:寄せられた意見について案の補足説明をするもの 84件

4 意見の概要及び県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方	備考
1 条例制定全般に関するご意見 (1)全体 13件			
1	この条例案の文章がそのまま条例案として審議されるのでしょうか。	県政パブリック・コメントでは条例案の概要を示しております。条例案は、いただいたご意見を参考とさせていただきます。	補足
2	熊本県から提示されています案にも「主要農作物の種子の生産及び供給に関し、基本理念、県の責務、関係者の役割、県が実施する施策等について定めることにより」と記載されています。その趣旨にのっとり、条例各条項の実施者を明確にわかるような条例となることを希望します。	ご意見を参考とさせていただきます、条例案を作成してまいります。	反映
3	条文の提案(目的、県の責務、関係者の役割、優良な品種の決定、種子生産計画の策定、種子を生産するほ場の指定・審査、原種及び原原種の生産)	ご意見を参考とさせていただきます、条例案を作成してまいります。	反映
4	条文の作成に当たっては、そもそも種子法の廃止に関わったと見られる勢力が条例をないがしろにすることができないようにすることを方針として行っていただくをお願いいたします。	条例制定により今後も県が種子生産に主体的に関わり続けることとしており、主要農作物の優良な種子の生産及び供給を確保してまいります。	補足
5	熊本で種子生産の継続が続けられるよう条例の制定をお願いします。外国の安心でない種子に独占されないように今までの種子生産を続けられますように切にお願いします。		
6	国が主要農産物種子法を廃止してしまったので、農産物の種子を守るべき無く、県として、熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例を策定する事は、県民のみならず、国民全体の命を守ることに繋がります。是非条例を策定していただき、この国の農産物を守ってください。そして、種子を民間企業に売り渡さないで下さい。		
7	これからも熊本県が種子を守っていけるような条例の制定をお願いします。		
8	種子法廃止がどういう意図を持って決定されたかはわかりませんが、グローバル企業の利権に伴い法律を改定する国と、長いものに巻かれる地方行政という流れを黙って見ていられないのでメールしました。国を守る、家族を守る、自分を守るためによりしくお願いいたします。		
9	主要農作物だけは民間企業の食べ物にされないようお願いいたします。		
10	国に「国の責務」として復活を願う		
11	これまでの種子法存続をお願いします		
12	農家として種子を守っていく事は、とても大切なことです。よろしくをお願いいたします。		
13	日本全国にはコメのタネは千種類以上あると甲斐信江さんの絵本にありました。農家の皆さんがが営々と守り続けてきたコメが、これからも守られていくようにしてください。零細農家でも、お米を作っていけるよう条例で守ってください。		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
1 条例制定全般に関するご意見 (2)独自の視点 3件			
14	条例案文へ「本県独自の視点」を盛り込むこと	「主要農作物種子法(平成30年4月1日付で廃止)」では規定のなかった内容として、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するための種子産地強化計画の策定及び、これまでに県が蓄積した経験を活用した本県の気候や風土に適した稲の品種開発を盛り込むこととしています。	補足
15	条例として県の独自性を打ち出す		
16	本県独自の視点として、熊本県内での在来種・固定種の自家採種権が保全されることと、公的機関として、熊本県知事の責任のもと、県が、種子バンクによる継承がされるための施策を講じること、このことについて、具体的・詳しく明文化した条項が入れてほしい	自家採種に関しては種苗法により規定されております。農業分野に関わる遺伝資源については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センターが「ジーンバンク事業」において、収集・受入、増殖・保存、配布等を行っています。	補足
1 条例制定全般に関するご意見 (3)文言 3件			
17	「～するよう努めるものとする」等あいまいな文言をできるだけ避ける	自らに努力義務を課し、役割を果たすと宣言する意をもって「努めるものとする」との表現を用いております。この規定のもと、県としてしっかり対応してまいります。	補足
18	「～よう努めるものとします」という文章の多用には無責任さを感じて仕方ありません。		
19	「～するよう努めるものとする」等あいまいな文言をできるだけ避ける		
1 条例制定全般に関するご意見 (4)対象作物 15件			
20	ひご野菜も併せて、公的に永久に財源やDNA情報も含めて主要農作物と合わせる形で条例で脈々と守ってほしい。	本条例は、稲・麦類・大豆の種子生産を都道府県に義務付けていた「主要農作物種子法(平成30年4月1日付で廃止)」のもと、県内において築き上げられた主要農作物種子の生産体制について、今後も県が種子生産に主体的に関わり続けることによって維持・強化し、将来にわたって主要農作物の優良な種子の生産及び供給を確保していくことを目的とするため、稲・麦類・大豆を対象としております。 また、農業分野に関わる遺伝資源については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センターが「ジーンバンク事業」において、収集・受入、増殖・保存、配布等を行っています。 なお、伝統野菜については「くまもとふるさと野菜」として実態調査やパンフレット作成等により支援を行っております。加えて、本県の食文化等の生活文化の継承等については、「くまもと地産地消推進県民条例」により関係者一体となって取り組んでおり、生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている農林水産物等の名称の保護について、「地理的表示(GI)」の登録を支援しております。 今後とも県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。	補足
21	本県の伝統農産物も、地域の宝として対象とすること。		
22	対象を主要農作物と熊本県の伝統野菜等としました。蒲島知事は県議会にて、「種子の生産体制を将来にわたって維持していくために、本県独自の視点も加えたい」と答弁されました。是非、熊本県の伝統野菜等も対象に加えていただくことを希望します。		
23	熊本県が開発し登録済みの品種も条例の対象とすること		
24	熊本の伝統野菜も保護してください。		
25	本県独自の視点として熊本の伝統野菜についても、主要農作物種子条例の対象として欲しい		
26	今後、公的に熊本県が開発し登録する熊本県独自の品種も加えて、熊本県が開発・登録した品種を条例の対象とすべきです		
27	昔から長い年月の中で育てられている伝統野菜などが今後も育つ環境を整えるように条例の制定をお願いします。		
28	熊本の伝統的な野菜の権利が外国の企業に取られたりしないようにしてください。		
29	県独自のものを県独自の方法で守ってください。		
30	何世代後も、米、麦、大豆以外の伝統野菜を守られるようにしてください。		
31	米、麦、大豆以外の伝統野菜についても調査発掘の上、守られるようにしてください。		
32	各地域で継承されている在来種子を掘り起こし、県として守る		
33	各地域で継承されている在来種子を掘り起こし、県として守る		
34	条例を制定するにあたり、収量や市場性といった観点だけでなく、種子の文化財としての側面も十分に考慮していただきたいです。グローバル化、均一化が進む農産物市場においては、在来種米の穂増、みさを大豆といった地域独自の品種は、価格競争に対抗できる付加価値を持つものであり、熊本県の農業に貢献すると考えています。		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
2 用語の定義等に関するご意見 6件			
35	種子法の代わりとして同等の効力を持つものにするために、言葉の定義を明確にし、予算措置、基準の面で具体的に規定する必要があります。	ご意見を参考とさせていただき、条例案を作成してまいります。 ※安全性については別途回答	反映
36	優良な品種、種子の定義、細則の明記があると良いのではないのでしょうか。		
37	後で解釈に幅の出ないよう、曖昧な言葉を使わず、責任を持って農家を守れるようにしてください。		
38	「優良な」という言葉の定義の明確化と「優良」と認められる基準の設定方法について。(拡大解釈ができないようにすべき。) 「優良な」という言葉は非常に抽象的で、定義と評価基準を明確にする必要があります。少なくとも「20年以上に渡り人間に食され健康に害を及ぼさないことが実証されている」ことなどです。これを種子法の考え方で、さらに日本が培ってきた品種を守るとい精神、生産された農産物を食べる人たちの健康を守るという精神に基づいてきちんと定めておかないと、いくらでも拡大解釈されますし、(4)の採取団体に農薬との抱き合わせ販売をする遺伝子操作をした作物を販売する意図を持った企業が入り込んでくる可能性もあります。		
39	優良品種、優良種子の定義を明確にする		
40	優良品種、優良種子の定義を明確にする		
3 県の責務に関するご意見 1件			
41	主要農産物の種子は、従来通り、公共財として県の公的機関(農業試験場など)などで生産すること。	県では従来どおり、種子の生産を行うために必要な原種及び原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うこととし、将来にわたり優良な種子の安定的な生産と供給が行われるよう努めてまいります。	反映
4 関係者の役割に関するご意見 2件			
42	指定採種団体、並びに原種育成・保存や種子生産手配や生産種子を一般農家へ供給販売する団体や企業の業務形態や団体・企業等に所属する技術職の能力や人数の規定などを定めること。	本県の採種団体は、主要農作物種子法(平成30年4月1日付け廃止)施行時から、県の関与のもと、農業者及び農業関係団体により設置されており、条例施行後も当該団体を採種団体とするものとしております。	補足
43	採取団体は、協議を行うだけでなく、「基準を満たしていることを県から認定された」団体であることが必要。		
5 優良な品種の決定に関するご意見 3件			
44	奨励品種及び認定品種の確立を	ご意見を参考とさせていただき、条例案を作成してまいります。	反映
45	「(5)優良な品種の決定」については、審査会を置き手続きが公開されるようにしてください。	優良な品種の決定に関しては、現在も、公開のもと熊本県主要農作物奨励品種審査会で審査をした上で決定しております。	補足
46	「⑤優良な品種の決定」について、審査会を置き手続きがきちんと公開されるようにしてください。		
6 原種及び原原種の生産に関するご意見 2件			
47	原原種の生産とそのための知見者を県で直接管理し、守る	ご意見を参考とさせていただき、条例案を作成してまいります。	反映
48	原原種の生産とそのための知見者を県で直接管理し、守る		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
7 稲品種の開発に関するご意見 2件			
49	(10)に書かれていることは、「三年または五年程度を目処に状況を把握し、必要に応じ開発する」という表現の方がよいのではないのでしょうか。	稲品種の開発については、本条例の基本理念に基づき、今後も県が主体となり継続してまいります。	補足
50	稲品種の開発の努力を義務化しない方が主要農作物の安全性を維持できるのではないかと。 「地域の気候及び風土に適した稲」はこれまでに開発されているのではないのでしょうか。 開発を義務化すると、必要性が低くても開発せざるを得なくなり、さらに予算制約等の事情により、種子法の精神、そして県民の健康を守るという側面からから見れば基準を超えないものまで認めることにつながり、さらに、後には開発を代行すると言う営利企業に委託することになり主導権を握られる可能性があります。		
8 財政上の措置に関するご意見 6件			
51	財政措置なくば機能しませんので、「措置を講ずるよう努める」ではなく、「講ずるものとする」としていただきたい。	自らに努力義務を課し、役割を果たすと宣言する意をもって「努めるものとする」との表現を用いております。この規定のもと、県としてしっかり対応してまいります。	補足
52	「財政上の措置」は、努めるものとする、ではなく「講じる。」で言い切ってもらいたい。		
53	種子生産の予算がなくなり、熊本で種子生産の継続ができなくなるように条例の制定をお願いします。		
54	熊本県による種子の維持開発は熊本の未来を支える大事なものです。今までと何も変わらない予算を確保して国内また海外に安定したコメ麦を提供出来るような条例にして頂きたい。		
55	種子生産の予算がなくなり、熊本で種子生産の継続ができなくなるように条例の制定をぜひお願いします。		
56	種子法廃止により種子生産の予算がなくなり、熊本で種子生産の継続ができなくなることで、外国の遺伝子組換えの種子に独占されないようにしていただきたいです。遺伝子組み換えされていない種子生産の存続のため、熊本県の種子生産の予算の確保、そして、小規模農家を守り、安心した主要農産物を消費者へ届けられるように、入念に条例の制定をお願いします。		
9 その他のことに関するご意見 (1)経緯 8件			
57	パブリックコメントを反映させた「条例案」を公開し、説明会と懇話会を開催すること	条例案作成に当たり、幅広く県民の方々に意見を求め、その意見を考慮して県の意思決定を行うため、県の規定等に基づき、パブリックコメントを実施しております。併せて、農業団体、実需者、消費者団体等に対しても別途意見照会を行っております。いただいた多くのご意見を参考に条例案を作成してまいります。 なお、条例案作成後、議会へ提案し、議決を得たのち条例制定となります。	補足
58	パブリックコメントを反映した条例案について説明会・懇話会の開催を要望します。		
59	9月県議会での熊本県知事の回答から、パブリックコメント募集までの期間が大変短く、関係者への周知も含めて不十分です。今回集まるパブリックコメントを反映させた「条例案」の説明、並びに、公開の検討会の開催を要望します。広く生産者や関係団体、消費者団体などが参加する懇話会を開催して意見の聴取をして下さい。		
60	各事案の決定責任者を明確にし、策定プロセスをブラックボックス化させない。		
61	各事案の決定責任者を明確にし、策定プロセスをブラックボックス化させない。		
62	種子条例に関するパブコメ募集について。期間が短すぎると思っています。		
63	パブリックコメントの募集について、県民に対する周知が不十分だと感じました。日本有数の農業県として、この条例制定に多くの生産者が関心を持つことは、今後の熊本県の農業の発展につながると思います。		
64	パブリックコメントの募集について、県民に対する周知が不十分だと感じます。しっかりと時間をかけて県民の意見を聞き、目先だけの選択ではなく、次世代に生きる子ども達が安心して安全な食べ物を育てたり、食べて命を繋げられるようにご配慮ください。それが地球で出来る、あなたや私達のお役目だと感じます。		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
9 その他のことに関するご意見 (2)食の安全 26件			
65	遺伝子組み換え、及びゲノム編集の施されたものは上記優良な品種、種子としては認められない旨の明記が欲しいです。	遺伝子組み換え作物等については、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」や食品衛生法、飼料安全法等、別の法律等によって国が規制や指導を行っております。	補足
66	また優良な品種の維持のためには県内における遺伝子組み換え、ゲノム編集作物の持ち込み及び栽培の制限または禁止が必要かと思えます。	また、食品の安全性については「食品衛生法」及び「食品安全基本法」、食品の表示については「食品表示法」で国が規定しております。	
67	遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物などとの交雑が進まないような文言を基本理念の中に位置づけていただくことを希望します。なぜならば、上記交雑によって、安全性が担保できなくなること、および、遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物などの特許権者から特許侵害を訴えられることが危惧されるからです。	県としては、引き続き、これらの法律等に基づき対応して参ります。 その上で、県として主要農作物の種子の安定的な生産及び供給を確保してまいります。	
68	遺伝子組み換えだけはやめて下さい。		
69	開発・登録品種の保護のため、主要食料である主要農産物の維持と確保、安全な食を守り食物への県民の不安を取り除くため、県内地域での遺伝子組み換え作物・ゲノム編集種子・種苗等の育成・栽培を禁止して下さい。		
70	県産の主要農作物種子を遺伝子組み換え種子による汚染から守る		
71	県産の主要農作物種子を遺伝子組み換え種子による汚染から守る		
72	外国の遺伝子組換の種子に独占されないように、今までの種子生産を存続できるように条例の制定をお願いします。		
73 (再掲)	「優良な」という言葉の定義の明確化と「優良」と認められる基準の設定方法について。(拡大解釈ができないようにすべき。) 「優良な」という言葉は非常に抽象的で、定義と評価基準を明確にする必要があります。少なくとも「20年以上に渡り人間に食され健康に害を及ぼさないことが実証されている」ことなどです。これを種子法の考え方と、さらに日本が培ってきた品種を守るといふ精神、生産された農産物を食べる人たちの健康を守るといふ精神に基づいてきちんと定めておかないと、いくらでも拡大解釈されますし、(4)の採取団体に農薬との抱き合わせ販売をする遺伝子操作をした作物を販売する意図を持った企業が入り込んでくる可能性もあります。		
74	優良品種は遺伝子操作のない優良品種、優良種子は遺伝子操作された品種との交雑のない優良種子と定義し、安全性を担保する		
75	優良品種は遺伝子操作のない優良品種、優良種子は遺伝子操作された品種との交雑のない優良種子と定義し、安全性を担保する		
76	外国の遺伝子組換種子に独占され、これまで生産されてきた品種が絶えてしまうようなことがないよう、今までの種子(原種)生産を存続できる条例の制定をお願いします。		
77	遺伝子組み換えによる農産物は食べたくありません。安心して食べられる生活環境が一番です。 また、国内の種子生産力を低下させ、外国籍企業など特定の生産を伸ばすことに危機感を感じます。そのようなことのないようにお願いします。		
78	「優良な種子」の定義を「遺伝子操作やゲノム編集のない優良な種子」とする等、明確にしてください。		
79	「優良な種子」の定義を「遺伝子操作やゲノム編集のない優良な種子」とする等、消費者が選択出来るように明確にしてください。		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
80	とにかく食の安全をしっかりと守っていただきますようお願いいたします。「強い農業」などと銘打って、主要農産物までもが民間企業の食いにされる事態が起きていますが、熊本では、絶対にそんなことは許さないとください。	「熊本県食の安全安心推進条例」において、県民の生命及び健康の保護を図ることを目的に、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保について必要な事項を規定しており、食の安全安心の確保に向けた取り組みを行っております。	補足
81	県産の安心な米、麦、大豆を守り、熊本にはこんなに安心な農作物が有ると世界に誇れるようにしてください。	併せて、「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」においても、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」として推進し、この活動に則して生産された県産農産物にマークを表示する制度にも取り組んでおります。	
82	安全なお米が食べたいです		
83	基本理念の中に「品質」とともに「安全性」という理念を入れていただくことを強く希望します。熊本県から提示されている案では「主要農作物の優良な種子の生産及び供給」となっています。優良という概念は、味や生産量および育てやすさなどの品質を想像します。安全性も優良という概念に含まれているのかもしれませんが、食の安全は県民にとって極めて重要であるため、「安全性」ということを基本理念の中にとりこみと表現していただくことを希望します。	また、「くまもと地産地消推進県民条例」において、県内農林水産物等がより身近な地域で優先して消費されるよう推進するとともに、食育との連携についても規定しており、市町村、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ協力して、食育推進運動との連携を図っております。 なお、原産地の表示、農業安全使用については、それぞれ「食品表示法」、「農業取締法」により国が規定しております。	
84	種子生産を継続することとあわせて、有機・自然栽培など、人と環境への安全を第一に考慮した農法をされている小規模な農家の方々を守れるような条例の制定をお願いします。	今後とも県民の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。	
85	いつも熊本のお米を買って食べています。それはおいしくて安全だから選んでいるんです。これからも安心して熊本のお米を食べられるようにしてください。熊本のお米を守ってください。		
86	これからも安心して熊本のお米を食べられるようにしてください		
87	昔ながらの安全な食べ物を後世へ繋いで行けるようお願いいたします。熊本県のたくさんの素晴らしい作物とそれを作られているの方々を守れるようお願いいたします。		
88	特に熊本県は、この美しき大地を守り、オーガニック食品を売りにした方が価値があると思います。九州で協力し、オーガニックで盛り上げていく方がこれからの時代にふさわしいと思います。世界が農業を禁止している中、逆走してしまうのは、住んでいる方々や移住してきた若者達や、子ども達、様々な人々が熊本から離れ居なくなる可能性も十分に有り得ると思います。安全でない食べ物はただの毒です。自分の子どもに食べさせたいか？きちんと考え、県民と面と向かって皆で話し合いながら決めていく必要があると思います。		
89	県産の大豆とわかる醤油や豆腐を食べられるようにしてほしいです。		
90	県知事は、主要農作物を永続的に守るだけでなく、「熊本県民に対し、定期的に年2回など、小中学校～大学までや、社会人対象で、主要農作物や在来種・固定種の農作物の大切さを楽しく学べる場を設けることを公的に永久的に約束」してもらいたい。		

番号	意見の概要	県の考え方	備考
9 その他のことに関するご意見 (3)その他 6件			
91	知事は、県が保有する農作物の品種及びその種子並びにそれらの育成又は生産のために必要な技術、知識及び経験(技術等)が貴重な財産であることに鑑み、知事以外のものに技術等の提供その他必要な支援を行うときは、当該技術等を適切に管理すること。違反した者に対して、県は民事の賠償と責任と刑事責任を問う。	今後とも適切な管理をおこなってまいります。	補足
92	「農業県」を支える中山間地域の小規模農家を守る	今後とも本県農業の発展に努めてまいります。	補足
93	「農業県」を支える中山間地域の小規模農家を守る		
94	今後の気候変動に対処できるような体制を整える		
95	今後の気候変動に対処できるような体制を整える		
96	熊本ブランド、競争力のある農産物の発展のためにも積極的に維持開発をお願い致します。		